

報告第1号

東京都台東区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部
を改正する条例の専決処分について

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、標記条例を専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき報告する。

平成27年5月18日

東京都台東区長 服 部 征 夫

(写)

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。

東京都台東区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)が、平成27年3月31日に公布され、市町村民税等についての一部改正がなされたことに伴い、所要の規定の整備を図るため、東京都台東区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じた。

本件の改正する条例については、平成27年4月1日以後の軽自動車税から適用するため早急に措置する必要があり、区議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年3月31日

東京都台東区長 服 部 征 夫

東京都台東区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改
正する条例を公布する。

平成27年3月31日

東京都台東区長 服 部 征 夫

台東区条例第26号

東京都台東区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

東京都台東区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年10月台東区条例第26号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第2号中「第39条第1項の改正規定」を「第39条第1項第2号イの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）」に、「付則第3条」を「付則第3条第1項」に改め、同条第3号中「東京都台東区特別区税条例」の次に「第39条第1項第1号、第2号イ（「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。）及び口並びに第3号並びに」を加え、「付則第4条」を「付則第3条第2項、第4条」に改める。

付則第3条中「第39条第1項」を「第39条第1項第2号イ（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第39条第1項第1号、第2号イ（「3,600円」に係る部分に限る。）及び口並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。